

# 5 給付基礎日額・保険料

## (1) 給付基礎日額

給付基礎日額とは、保険料や、休業（補償）等給付などの給付額を算定する基礎となるもので、申請に基づいて、労働局長が決定します。給付基礎日額が低い場合は、保険料が安くなりますが、その分、休業（補償）等給付などの給付額も少なくなりますので、十分ご留意の上、適正な額を申請してください。

給付基礎日額を変更したい場合は、事前（3月2日～3月31日）に「給付基礎日額変更申請書」を監督署長を経由して労働局長あて提出することによって、翌年度より変更することができます。

また、労働保険の年度更新期間中にも「給付基礎日額変更申請書」により当年度に適用される給付基礎日額の変更が可能です。

ただし、災害発生前に申請することが前提になります。給付基礎日額変更申請書を提出する前に災害が発生している場合は、当年度の給付基礎日額変更は認められませんので、給付基礎日額の変更を検討されている方は、事前の手続きをお勧めします。

## (2) 保険料

年間保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）にそれぞれの事業に定められた保険料率（表5参照）を乗じたものになります。

なお、年度途中で、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、その年度内の特別加入月数（1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします）に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出します。

表4 給付基礎日額・保険料一覧表

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 B=A×365日	年 間 保 険 料	
		年間保険料=保険料算定基礎額(注)×保険料率 (例1)建設の事業の場合 保険料率17/1000	(例2)個人タクシー事業の場合 保険料率11/1000
25,000円	9,125,000円	155,125円	100,375円
24,000円	8,760,000円	148,920円	96,360円
22,000円	8,030,000円	136,510円	88,330円
20,000円	7,300,000円	124,100円	80,300円
18,000円	6,570,000円	111,690円	72,270円
16,000円	5,840,000円	99,280円	64,240円
14,000円	5,110,000円	86,870円	56,210円
12,000円	4,380,000円	74,460円	48,180円
10,000円	3,650,000円	62,050円	40,150円
9,000円	3,285,000円	55,845円	36,135円
8,000円	2,920,000円	49,640円	32,120円
7,000円	2,555,000円	43,435円	28,105円
6,000円	2,190,000円	37,230円	24,090円
5,000円	1,825,000円	31,025円	20,075円
4,000円	1,460,000円	24,820円	16,060円
3,500円	1,277,500円 <sup>(注)</sup>	21,709円	14,047円

(注) 特別加入者全員の保険料算定基礎額を合計した額に千円未満の端数が生じるときは端数切り捨てとなります。

表5 第2種特別加入保険料率表

特別加入の種類	料率
自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業	11/1000
建設の事業	17/1000
漁船による水産動植物の採捕の事業	45/1000
林業の事業	52/1000
医薬品の配置販売の事業	6/1000
再生利用の目的となる廃棄物などの収集、運搬、選別、解体などの事業	14/1000
船員法第1条に規定する船員が行う事業	48/1000
柔道整復師法第2条に規定する柔道整復師が行う事業	3/1000
創業支援等措置に基づき高年齢者が行う事業	3/1000
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師が行う事業	3/1000
歯科技工士法第2条に規定する歯科技工士が行う事業	3/1000
特定フリーランス事業	3/1000

## 6 補償の対象となる範囲

業務または通勤により被災した場合のうち、一定の要件を満たすときに労災保険から給付が行われます。

### (1) 業務災害

保険給付の対象となる災害は、加入者ごとに一定の業務を行っていた場合に限られています。次に該当する場合に保険給付を受けることができます。

#### ① 個人タクシー業者、個人貨物運送業者

ア 免許などを受けた事業の範囲内において事業用自動車を運転する作業（運転補助作業を含む）、貨物の積み卸し作業およびこれらに直接附帯する行為を行う場合

イ 原動機付自転車または自転車を使用して行う貨物の運送の事業の範囲内において原動機付自転車または自転車を運転する作業、貨物の積卸作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合

ウ 突発事故（台風、火災など）により予定外に緊急の出勤を行う場合

#### ② 建設業の一人親方等

ア 請負契約に直接必要な行為を行う場合

イ 請負工事現場における作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合